

# 防府市景観計画の概要

## はじめに

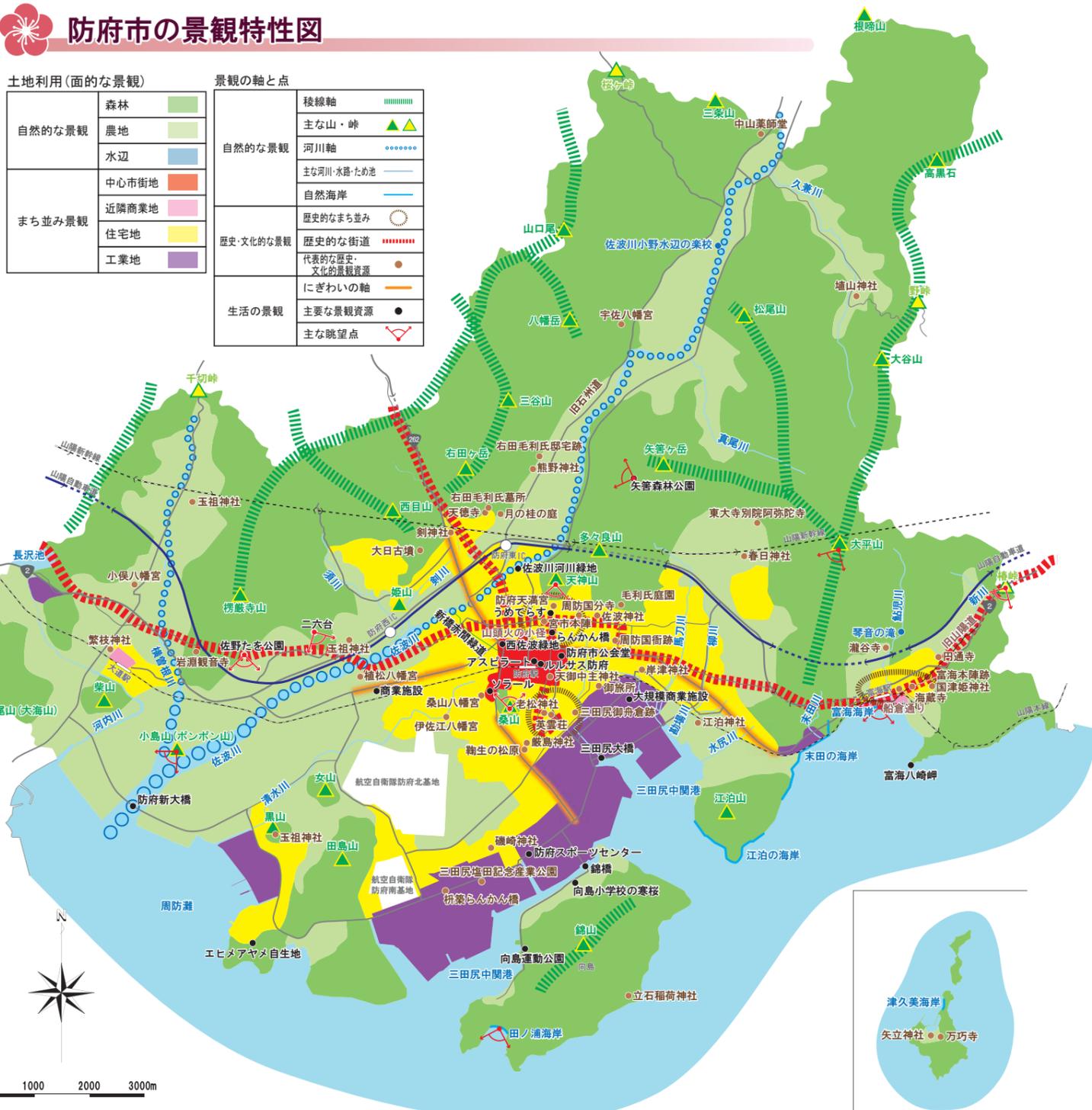
### 防府市景観計画とは

防府市景観計画は、景観法第8条に基づき、本市が定める景観形成の基本的な指針となるものです。この計画は、これまでの本市の景観形成の指針となっていた「防府市都市景観形成基本計画」や「防府市都市景観条例」を基本としながら、景観法に定められた「景観計画」として必要な事項を定めています。また、「防府市総合計画」、「都市計画に関する基本的な方針」などの上位・関連計画との整合を図りつつ、本市の良好な景観の形成に関する方針や具体的な取組について示すものです。

## 防府市の景観特性

### 防府市の景観特性図

土地利用(面的な景観)		景観の軸と点	
自然な景観	森林	核線軸	緑線
	農地	主な山・峠	▲▲
	水辺	河川軸	●●●●
まち並み景観	中心市街地	主な河川・水路・ため池	—
	近隣商業地	自然海岸	—
	住宅地	歴史的なまち並み	○
	工業地	歴史的な街道	—
		代表的な歴史・文化的景観資源	●
		にぎわいの軸	—
		主要な景観資源	●
		主な眺望点	▽



## 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

### 景観計画の区域

本市が有する様々な景観は、本市の良好な景観を形成する上で貴重な財産であり、それぞれの地域特性に応じた景観形成の取組により、地域の個性的な景観を保全、創造、活用していくことが重要です。そのため、景観計画区域を防府市全域と定め、各地域の特性をいかした良好な景観の形成に取り組んでいくこととします。

### 景観づくりの基本理念

**「防府の『たたずまい』を感じられるまち」**  
 ~自然・歴史との調和から、魅力や個性が輝く景観まちづくり~

この理念には、恵まれた自然と長い歴史のもとで育まれてきた本市固有の風景・風土が、時代の変化の中にあっても、「防府の『たたずまい』(防府が醸し出す雰囲気、情趣、更には多くの人々が無意識のうちに共有している防府のイメージ)」を感じられるよう、地域固有の景観を守り、育て、いかすことで、防府に暮らす人、訪れる人にとって落ち着きとやすらぎのあるまちをつくりたいとの思いを込めています。

### 景観づくりの基本目標

本市では、豊かな自然の中で長い歴史をかけて培われてきた、数多くの良好な景観が受け継がれてきました。これらの景観に、防府らしさを感じ、愛着を持って後世に伝えていくために、景観づくりの基本目標を定めます。

**自然や歴史と人々の営みが調和した防府の景観づくり**  
 ~景観を面で考え、調和のとれた景観の形成~

**防府らしい魅力にあふれる「核」と「軸」の景観づくり**  
 ~景観を拠点と軸で考え、防府らしい魅力ある景観の形成~

**地域の多様な景観資源が輝く景観づくり**  
 ~景観を点で考え、個性を発揮する景観の形成~

### 類型別の景観形成の方針

「自然」と「歴史・文化」、「生活」の類型別の景観形成の方針を以下のように定めます。

自然の景観	豊かな自然を守り、感じる景観づくり
歴史・文化の景観	個性豊かな歴史・文化を磨き、次世代に引き継ぐ
生活の景観	まちの魅力や活気を高め、整える



## 地域別の景観形成の方針

各地域の特性や個性をいかした景観形成の取組を進めていくため、地域別の景観形成の方針を定めます。

### 右田地域 雄大な自然に囲まれた 潤いとやすらぎのある景観まちづくり

・右田ヶ岳から西目山、楞嚴寺山などの山並みと佐波川の豊かな自然景観に囲まれた地域特性をいかしながら、潤いとやすらぎのある景観まちづくりをめざします。

### 大道地域 豊かな自然と居住空間が調和する景観まちづくり

・豊かな自然景観、田園景観、地域の歴史（伝統文化、伝統芸能など）を守りつつ、文教施設の集積などをいかした良好な居住景観の形成や調和を図り、魅力ある景観まちづくりをめざします。

### 松崎・佐波地域 歴史と共存する魅力ある景観まちづくり

・防府天満宮、周防国分寺などの多様な歴史・文化的景観の保全と継承を図るとともに、魅力ある市街地景観の創出により、本市の拠点・玄関口として魅力ある景観まちづくりをめざします。

### 南部2地域 豊かな営みがあふれる景観まちづくり

・海岸部の工業地帯、佐波川沿いの広大な田園地帯など、人々の豊かな営みの場として、魅力的な景観まちづくりをめざします。

### 南部1地域 歴史・港をいかした活力ある景観まちづくり

・三田尻地域を中心とした歴史・文化的景観と三田尻中関港や周辺の工業地帯の調和を図りつつ、多様な人々の行きかう活力ある景観まちづくりをめざします。

### 小野地域 豊かな自然が息づく景観まちづくり

・地域の豊かな自然景観の保全を図るとともに、自然とともにある生活の場の保全や創出に取り組み、自然と生活が調和した景観まちづくりをめざします。

### 富海地域 海辺と自然が調和する 潤いとやすらぎのある景観まちづくり

・富海海岸の良好な海辺環境、後背地の豊かな自然の活用など、地域の特性をいかしつつ、潤いとやすらぎのある景観まちづくりをめざします。

### 牟礼地域 豊かな緑と神社仏閣をいかした 魅力ある景観まちづくり

・大平山、東大寺別院阿弥陀寺、春日神社などの核となる緑、神社仏閣の景観をいかしながら、魅力的な景観まちづくりをめざします。

### 野島地域 海の豊かさを守りいかした景観まちづくり

・海に囲まれた地域特性をいかし、豊かな自然景観の保全を図りつつ、多様な人々の交流の場としての充実を図るなど、魅力ある景観まちづくりをめざします。



## 重要景観軸の景観形成の方針

本市の景観形成の基本理念や基本目標の実現に向け、先導的な役割を担う景観形成の取組を進めていくため、『佐波川を軸とした河川景観』と『旧山陽道と萩往還を軸とした歴史・文化のまち並み景観』の2つを重要景観軸と定め、景観形成の方針を示します。

重要景観軸の役割は、「点的な景観資源を結び、つながりを持たせることで、個々の景観資源の更なる魅力の発揮を図ること」や「個々の景観を軸、更には面でとらえるきっかけとし、連なりや広がりのある景観の中で、防府らしさによる調和を図ること」にあります。



### 佐波川を軸とした河川景観における景観形成方針

#### 《目標像》 母なる佐波川のやすらぎを感じ、守り、育て、未来の子供たちへ

・市域を縦断し、周防灘へ注ぐ佐波川は、多様な生き物が暮らす「母なる川」であり、その豊かな自然を感じる場となっています。このかけがえのない佐波川の清流を守り、育て、未来の子供たちへ伝えていきます。

### 旧山陽道と萩往還を軸とした歴史・文化のまち並み景観における景観形成方針

#### 《目標像》 これまでの千年の浪漫・情緒を、これからの千年の息吹へ

・長い年月をかけて旧山陽道と萩往還沿いに形成されてきた、良好なまち並みや数多くの歴史・文化資源の保全・活用を図り、次の世代まで引き継いでいくことをめざします。

## 良好な景観形成に向けた取組

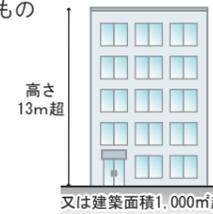
### 良好な景観形成のための行為の制限

景観計画区域内（市全域）を対象として、一定規模以上の大規模な行為を「届出対象行為」と定めるとともに、行為ごとに景観特性に配慮した「景観形成基準」を示し、景観法に基づく届出・勧告の下、良好な景観形成に向けた規制・誘導に取り組んでいきます。

#### ◆届出対象行為

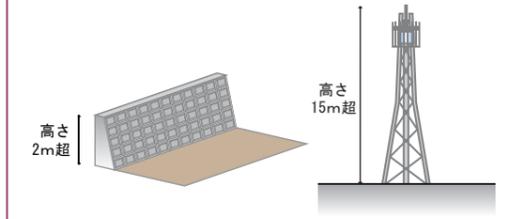
##### 建築物の新築、増築、改築又は移転

- ・高さが13mを超えるもの
- ・建築面積が1,000㎡を超えるもの



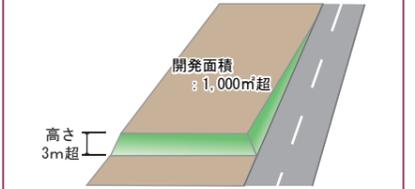
##### 工作物の新設、増築、改築又は移転

- ・擁壁その他これに類するもので高さが2mを超えるもの
- ・その他の工作物で高さが15mを超えるもの



##### 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・盛土又は切土によって生じるのりが3mを超えるもので、開発面積が1,000㎡を超えるもの



※届出対象行為に対する景観形成基準は、防府市景観計画にてご確認ください。

### 景観形成重点地区

本市の景観形成において、特に重要な地区のうち、地域住民との合意形成が整った地区を「景観形成重点地区」として位置づけ、きめ細やかな「届出対象行為」と「景観形成基準」を定め、良好な景観形成を促します。

### 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地域の良好な景観を形成する上で、外観の優れた建造物や樹木がある場合には、所有者の意見を聴きながら、景観重要建造物又は景観重要樹木としての指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

### 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

本市では、平成23年10月1日から、山口県の屋外広告物表示等の事務の移譲を受けました。今後も、山口県屋外広告物条例に基づき、良好な景観や安全の確保に努めていきます。

将来的には、本市独自の制限地域、禁止地域の指定、許可基準など、地域特性に応じた規制・誘導を検討していきます。

### 景観重要公共施設の整備等に関する事項

良好な景観形成において重要な役割を果たす公共施設については、当該公共施設の管理者との協議・同意の上、景観重要公共施設として位置づけ、景観形成の先導的な取組を検討します。

## 景観計画の推進に向けて

### 景観づくりの施策の推進

総合的・体系的な景観づくりの取組を進めていくために、景観づくりの施策体系を定めます。

良好な景観の 保全・創造	◆景観形成のルールづくり ◆景観資源の保全・活用 ◆景観に配慮した公共施設の整備
景観づくりの 推進体制の構築	◆行政の連携強化 ◆連携推進体制の構築 ◆市民の自主的な活動の支援 ◆財政上の措置
景観づくりに 関する意識向上	◆広報・啓発活動の充実 ◆表彰制度の創設・充実 ◆人材の育成

### 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

景観づくりは、市民・事業者・行政のそれぞれが取組の主体であることを認識し、責任と役割を分担しながら協働により進めていくことが重要です。

